

不服申立て事案答申第 269 号

不服申立て事案諮問第 300 号

件名：報告書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 3 月 11 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 3 月 21 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が通っていた A 小学校において、令和 5 年 3 月 2 日に、当時同人の同級生であった生徒 B 及び生徒 C から暴行を受けて負傷したこと（以下「本件事案」という。）に関する報告書及びその他書類の全てであると解した。

また、県教育委員会には、県教育委員会教育事務所（以下「県教育事務所」という。）も含むため、E 市を所管する県教育事務所が保有する報告書やその他書類の全てについても、本件請求対象保有個人情報に含まれるものと解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 県教育委員会では、「いじめ重大事態に関する国への報告について」（令和 5 年 3 月 13 日付け 4 教義号外義務教育課長依頼）に基づき、いじめの重大事態が市町村立学校で発生した場合には、市町村教育委員会が報告

書を作成し、県教育委員会に提出するものとしている。

上記の報告書について、本件事案では、A 小学校を所管する E 市教育委員会から県教育委員会に重大事態発生の報告書が提出されておらず、県教育委員会では保有していない。

また、学校における事故や問題行動が発生した場合、市町村教育委員会が県教育委員会に報告書を提出することもあるが、本件事案に関しては提出されていない。

イ 学校教育法(昭和 22 年 3 月 29 日法律第 26 号)第 5 条の規定に基づき、学校の設置者である市町村の教育委員会が学校を管理することから、県教育委員会が市町村立学校に関する相談を受けた場合、県教育委員会では、迅速に相談内容を市町村教育委員会に知らせるため、電話で伝達するものとしている。

本件事案に関して、審査請求人が主張するように審査請求人の法定代理人 D から県教育委員会に対して相談があったが、その都度、E 市教育委員会に電話で伝達をしており、県教育委員会で報告書等は作成していない。また、その際に同市教育委員会から対応に関する状況の説明を受けているが、これも口述であり、本件事案に関する報告書を始めとする書類の提出はなかった。

本件事案に関する相談に対応した職員が、相談者から聞き取った経緯等を備忘録として個人的にメモをすることはあるが、そのメモは組織的に用いるものではなく、あくまで職員が個人的に作成したものであることから、「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」個人情報ではなく、法第 60 条第 1 項で規定する保有個人情報に該当しない。

念のため、本件開示請求があった際に、県教育事務所も含めた県教育委員会において、本件請求対象保有個人情報を探索したが、該当する文書は存在しなかった。

ウ 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、本件事案に関する報告書及びその他の書類の全てである。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において処分庁に確認したところ、A 小学校を管理するのは、その設置者である E 市の教育委員会であり、本件事案については、E 市教育委

員会からいじめ重大事態の発生に関する国への報告について等の報告書は提出されていないとのことである。

また、審査請求人の法定代理人 D から県教育委員会に対して複数回の相談はあったが、相談を受けた県教育委員会教育部義務教育課においては、相談記録等は作成していないとのことである。

さらに、相談のあった都度、県教育事務所を通じて E 市教育委員会に電話で伝達し、その際に同市教育委員会から対応に関する状況の説明を受けているものの、口頭でのやりとりのみであって文書は作成又は取得していないとのことである。

念のため、県教育事務所も含めた県教育委員会において、簿冊や共有フォルダ内を探索したが、本件請求対象保有個人情報には存在しなかったとのことである。

当審議会において検討したところ、相談記録等を作成しないことの当否は別として、本件請求対象保有個人情報については、その探索範囲に特段の問題があるとも認められず、ほかに本件請求対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められない。

よって、処分庁において本件請求対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

本人が令和 5 年 3 月 2 日に本人が通っている A 小学校において、同級生の生徒 B 及び生徒 C から暴行を受けて負傷したことに係る報告書その他の一件書類の全て

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 1 0 . 2	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 2 . 2 8 (第 246 回審議会)	審議
7 . 3 . 2 4 (第 247 回審議会)	審議
7 . 4 . 2 5	答申